

第2章 学校外の学修について

2-1 はじめに

単位は自分が入学した学校での学習の成果によって修得していくことが基本ですが、高等学校学習指導要領には、通常の学習による単位認定以外にも単位が認定できる制度があげられています。

これを「学校外における学修等の単位認定」といいます。「学校外における学修」となっているのは、「学習」して「修得」することで「単位認定」されるからです。（単に学習しただけでは単位は認定されないということについてはすでに述べたところです）

これについては、次の9つの制度があげられています。

- ①海外留学に係る単位認定
- ②学校間連携による単位認定
- ③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定
- ④技能審査の成果の単位認定
- ⑤ボランティア活動等の単位認定
- ⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定
- ⑦別科の科目の単位認定
- ⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定
- ⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

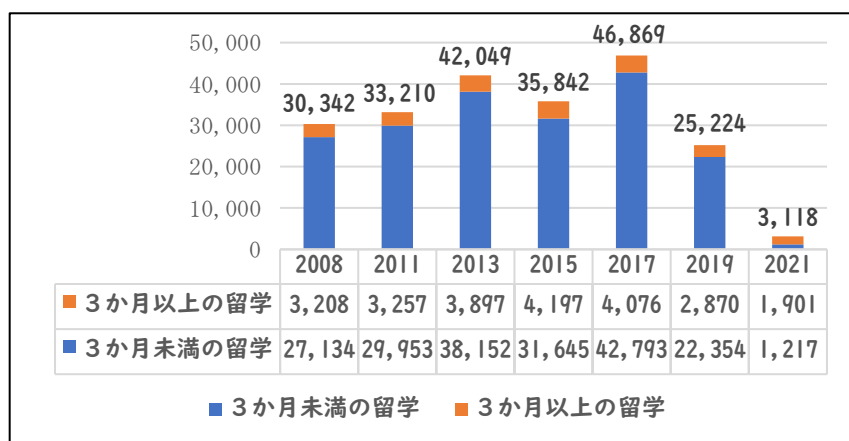
この章では、これら①～⑨の制度の概要について説明していきます。

2-2 海外留学に係る単位認定

グローバル化の進展で、海外へ留学する高校生は、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度の10年間に30,342人から35,842人へと約1.2倍に増加し、このうち、3か月以上の留学については、3,208人から4,197人へと約1.3倍にもなっています。

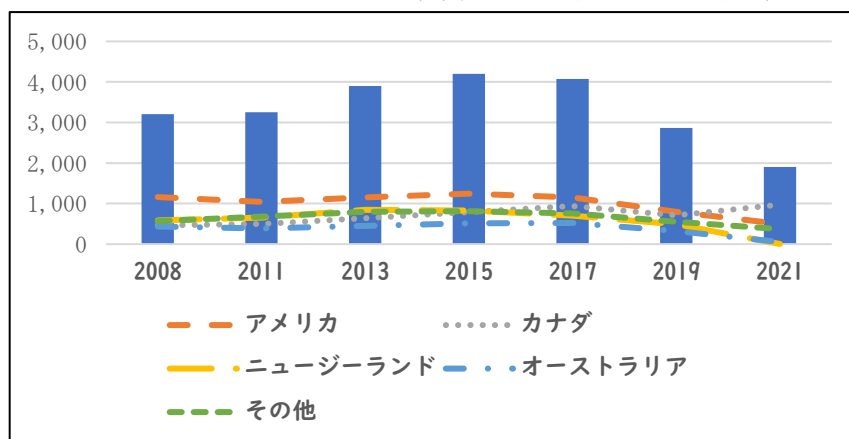
留学にはあこがれるけれど、留学中は、在籍する高等学校での学習ができなくなるため、同級生よりも卒業が遅れてしまうのが気になるという生徒や保護者もいるかもしれません。

高校生の留学者数の推移



注
棒グラフ上の数字は合計数を表している。2019年からはコロナウイルス感染症の影響で減少している。

高校生の3か月以上の留学（研修国・地域別生徒数の推移）



出典：上下グラフとも文部科学省HP「高等学校等における国際交流等の状況についてお知らせします」（令和5年3月31日）から作成

しかし、高等学校学習指導要領では、外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合には、「36単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができる」と明記されています。第1章の「卒業に必要な要件」（1-5）でも述べたように、日本の在籍する高等学校で、毎週月曜日から金曜日まで毎日6時間授業が行われていると、年間で修得できる単位数は30単位となる（厳密には、ロングホームルームの時間は単位とはならないため、30単位を下回る場合もある）ので、1年間留学しても、留学中の学修が36単位まで認められるのであれば、留学前と留学後に日本の在籍する高等学校できちんと学習し単位認定してもらえれば、余裕で同級生と同じ3年間で卒業できる計算になります。

ただし、留学したら即36単位が認められるということではなく、このことについて、高等学校学習指導要領では、「単位認定に当たっては、外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要であり、留学した場合に一律に36単位が自動

的に認められるわけではない」と注意を喚起しています。

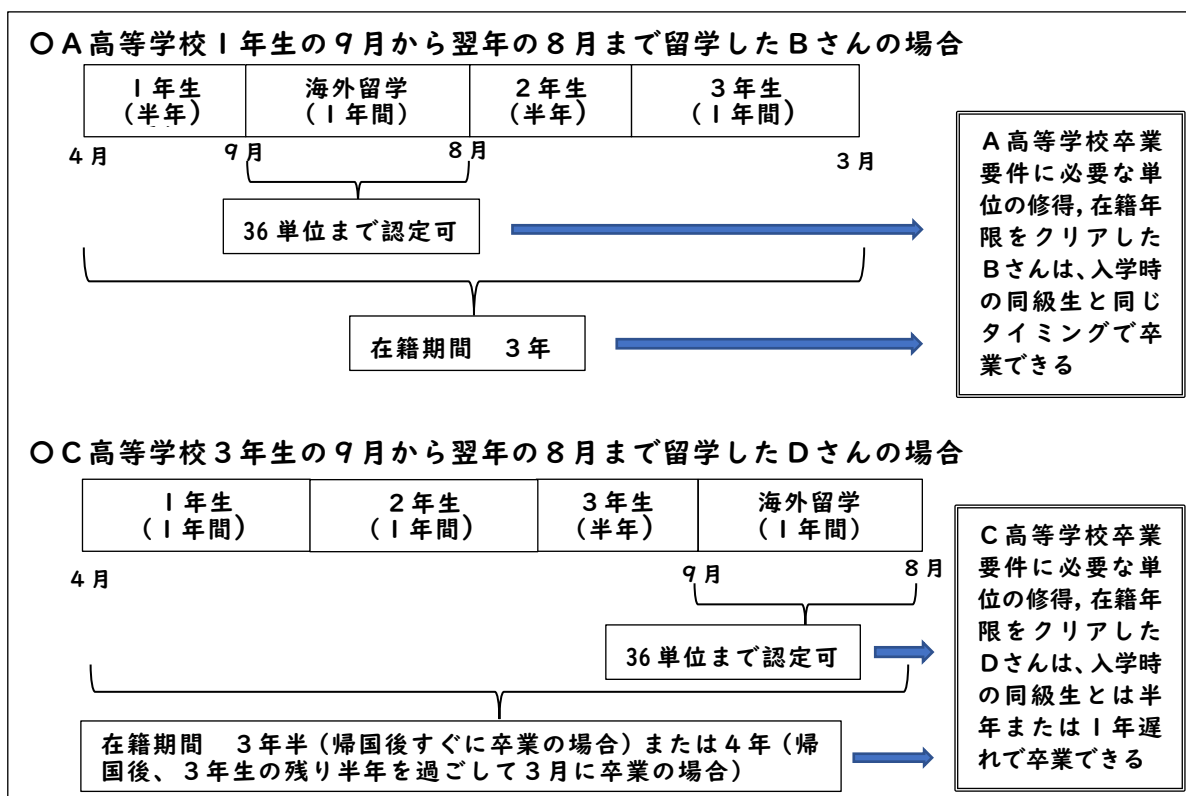
海外におけるどのような学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当すると見なすかについては、各学校において判断することとされており、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うことが必要である、としています。

また、外国の高等学校は、日本と違って8月～9月入学、6月～7月卒業という制度をとっているため、学年をまたいだ場合の卒業時期はどうなるのかという不安もあるかもしれませんが、このことについても、高等学校学習指導要領では、「学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる」とし、長期の留学の場合でも、原級留置や休学する必要がなくなるとしています。

具体的には、高等学校1年生の9月に留学し、翌年の8月に日本の在籍する高等学校に復帰した場合、2年生として再スタートをきることができ、そのまま順調にいけば3年間で卒業できることになります。ただし、高校3年生の9月に留学した場合は、復帰するのが翌年の8月になるため、この場合は、本来卒業する年度末の3月よりは、半年遅れとなってしまいますが、さらに半年後の3月まで卒業を待たずに、年度途中で卒業できるということになります。

なお、外国の高等学校への留学とは、いったん日本の高等学校に入学し在学関係が生じた生徒が、当該校の校長の許可を受けて一定期間外国の高等学校で学習することで、外国の高等学校等に在学していた生徒が、これまで在学関係の存在しなかった日本の高等学校との間で新たに在学関係が生じるという場合は、編入と呼ばれ、留学とは異なります。

まとめ 海外留学に係る単位認定のイメージ



2-3 学校間連携による単位認定

この制度は、「全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間において相互に併修する場合」について適用されるもので、元々は「生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する高等学校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができる」というものです。（この制度は、自校の全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間においても適用されます）

そして、2021（令和3）年の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布により、2021（令和3）年4月1日から科目の単位に加えて「総合的な学習の時間の単位をその対象に加えること」ができるようになりました。（「総合的な学習の時間」は、現在は「総合的な探究の時間」に名称変更されています）

2021（令和3）年3月31日に文部科学省初等中等教育局長名で発出された「2文科初第2124号 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」の「5 学校間連携及び定通併修の対象拡大について」においては、「学校間連携による授業の履修は、主として生徒が履修を希望する科目等が当該生徒の在学する高等学校等において開設されていない場合に行われることが考えられるが、当該高等学校等において開設されている科目等について、学校間連携によってより専門性の高い授業や特色のある授業を履修することも可能であること」とされ、学校間連携による履修は、従来の履修を希望する科目等が「開設されていない場合」に加えて、新たに「専門性の高い授業や特色のある授業を受けたい場合」にも適用されることになりました。

さらに、この通知によって対象が拡大されたことに関して、2023（令和5）年5月8日に文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付で発出された事務連絡「高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について（周知）」では、Q & Aの形で想定される活用事例や実施の際の手続きなどの留意事項等が示されました。

なお、この制度は、後で説明する「定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定」と違い、「大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定」、「技能審査の成果の単位認定」及び「ボランティア活動等の単位認定」と合わせて36単位までという上限が設けられています。

まとめ 学校間連携による単位認定のイメージ

○ A 高等学校（全日制 卒業要件 74 単位以上）に入学した B さんの場合

1 年目 A 高等学校のすべての授業に出席し 26 単位を修得

2 年目 A 高等学校で、8 単位を修得

C 高等学校（通信制）で、A 高等学校にない科目を受け 16 単位を修得

3 年目 A 高等学校で、4 単位を修得

C 高等学校（通信制）で、特色のある授業を受けて 20 単位を修得



A 高等学校（全日制）で 38 単位、C 高等学校（通信制）で 36 単位を修得した B さんは、修得した単位数の合計が 74 単位となり、A 高等学校を卒業できる

2-4 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

大学や短期大学等には、地域の人に様々な学習の機会を提供することを目的に「公開講座」を実施しているところが多くあります。文部科学省が作成した2021（令和3）年7月21日 中央教育審議会大学分科会での資料（「高校生等が科目等履修生として大学の単位を履修した際の修業年限の通算について」）によると、高校生を対象として通常授業の履修機会を提供している大学は約28%、高校生の科目等履修生は約1,500人にもなります（いずれも2018（平成30）年度時点）。

広島県では、教育ネットワーク中国が中心となって、高大連携事業の一環として、広島県教育委員会・広島市教育委員会・福山市教育委員会などと協定を結んで、次のようにネットワーク会員の大学・短期大学の正規授業科目と高校生のために特別に企画された公開講座を高校生に提供しています。

大学の正規の授業科目（公開授業）（令和7年度一次募集前期は全部で16科目）

大学名	講座名	開講期間	時間
エリザベト音楽大学	吹奏楽Ⅰ	4/8～7/8 (毎週火曜日)	18:10～20:05
	西洋音楽研究Ⅰ	4/11～7/11 (毎週金曜日)	13:50～15:45
広島国際大学	健康科学概論	4/9～7/23 (毎週水曜日)	16:20～17:50
広島市立大学	創作と人間	4/14～7/28 (毎週月曜日)	16:20～17:50
広島大学	政治学原論	4/14～7/28 (毎週月曜日)	18:00～19:30

高校生のために特別に企画された公開講座（令和7年度は全部で149科目）

大学名	講座名	開講期間	時間
広島文化学園大学	高校生のための看護学入門	8/2（土）・ 8/23（土）	13:30～15:20
県立広島大学	健康科学への招待	7/26（土）	9:00～12:10
比治山大学	アジアのススメ	7/26（土）	9:00～12:10
安田女子大学	ゲーム理論と心理学	8/4（月）	10:30～16:10
福山大学	建築入門	8/7（木）	9:00～15:50

（出典：上表・下表とも教育ネットワーク中国HPから引用・作成）

また、教育ネットワーク中国は、広島県内だけではなく、山口県岩国地区の高等学校や岡山県立井原高等学校、笠岡高等学校とも協定を結び、高校生が大学の高度な教育・研究に触れる機会を提供するなど、高校教育と大学教育の円滑な接続に大いに貢献しています。

このような大学・短期大学の正規授業科目や公開講座を、高校生が興味・関心や将来の自分の進路を見据えて受講した場合、その学修を自分が在籍する高等学校の科目の

履修とみなし、単位として認めることができる、というのがこの制度です。単位認定に当たっては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもできるし、増加単位として認定することもできることになっています。

さらに、この制度により修得した単位は、当該大学等に進学した場合に、その大学等の卒業に必要な単位・在籍期間としてカウントされる場合もあります。従来は、修得した単位数だけでしたが、2021（令和3年）10月29日の学校教育法施行規則の一部改正により、修得した単位数に加えて、その修得に要した期間等についても勘案して修業年限の通算を行うことが可能となりました。つまり、高校在学時に大学の科目等履修生で一定以上の単位を修得しておけば、卒業を半年程度早めることも可能となります。

これまでの日本の学校教育制度は基本的に相当年齢の考え方に基づいており、一般学生よりも若年での卒業を認めることは適当ではないという考えがとられてきましたが、近年は、早期卒業制度の創設や、海外の高校を卒業した者に大学入学資格を付与する際の年齢制限（18歳以上）撤廃など、政策目的に応じて相当年齢主義の例外が認められてきており、この度の改正はこのような一連の学びの多様化という目的の実現に向けての変更といえます。

そして、この「大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定」の制度による単位認定は、大学だけではなく、短期大学、高等専門学校、専修学校、公民館などの社会教育施設が開設する講座などの学修も含まれます。

ただし、これらの学修が単位として認められるのは、あくまで高等学校での授業と同様、修得する単位数に相当する授業時数行われる科目や講座等の場合で、数時間の授業や講座等に出席したぐらいで単位が修得できるというものではありません。

ちなみに、授業時数については、高等学校と大学では計算の仕方が異なっています。大学の1単位当たりの授業時数については、2022（令和4）年10月に施行された大学設置基準第21条において、「単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法（筆者注：第二十五条第一項において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」とされている）に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする」とされています。

高等学校の場合は、1単位当たりの授業は35単位時間（50分×35回）と定められているのに対し、大学の場合は、15時間から45時間と幅があるのが特徴です（また、大学には、高等学校のように1単位時間＝50分などの標準を定めたものもありません）。また、卒業要件についても、高等学校の場合は、74単位以上ですが、大学の場合は、大学設置基準第32条において、124単位以上と決められています。

先ほど述べたように、高校生の時に、この制度を利用して修得した単位は、当該大学等に進学し、当該大学等から認められた場合には、卒業に必要な単位の一部とすることも可能です。自分が在籍する高等学校の科目の単位として認められるだけでなく、将来進学する大学等での科目の単位としても認められるのであるから、大変お得な学修方法といえます。

2-5 技能審査の成果の単位認定

学校の定期考査だと、授業内容をどのくらい理解できているかどうかを測ることはできますが、客観的に見た場合、自分の英語力はどのくらいなのかを測りたい場合に、活用できる試験として実用英語能力検定やTOEFL、TOEICなどがあります。同様に漢字力を測りたい場合には、日本漢字能力検定、簿記の技能を測りたい場合には簿記検定試験などがあります。これらの検定のことを技能審査といいます。

このような技能審査の成果に係る学修を自校の科目の履修とみなし、単位として認めることができる、というのがこの制度です。以前は、実用英語能力検定や簿記検定などの知識・技能審査に合格した場合のみ、単位認定が可能でしたが、2006（平成18）年度から、TOEFL、TOEICなどのように合格・不合格の区別のない知識・技能審査の成果に係る学修についても単位認定ができるようになりました。

ただし、単位として認められるためには、「高等学校において設けられている各教科・科目の学習内容に対応」しており、かつ「一定の要件を満たす知識・技能審査において相当程度の成果を収めた場合」という2つの要件を満たすことが必要です。

例えば、簿記検定試験2級に合格しても、学校に簿記の科目が設けられていない場合は、せっかく検定試験に合格してもこの制度を活用して単位認定をしてもらうことはできません。また、英語検定についても、比較的よく知られている実用英語能力検定やTOEFL、TOEIC以外にも、ケンブリッジ英語検定や国際連合公用語英語検定試験、みんなの外国語検定など様々な種類の検定がありますが、どの検定でも合格すれば単位認定の対象となるのではなく、あくまで、一定の要件を満たしたものだけがこの制度の対象となります。

単位認定の方法としては、各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めたり、増加単位として認定したりすることができます。

ちなみに、広島みらい創生高等学校では、広島市教育委員会が示すガイドラインにそって、例えば、実用英語検定準2級に合格した場合は、コミュニケーション英語Ⅰ（英語コミュニケーションⅠ）に2単位分、2級に合格した場合は3単位分を増加単位とすることができます。同様に簿記実務検定3級に合格した場合は、簿記に1単位分、2級に合格した場合は2単位分を増加単位とすることができます。これ以外に、日本漢字能力検定、第二種電気工事士、情報処理検定なども該当する科目の増加単位とすることができます。

何も難しい検定試験で増加単位としなくても、卒業に必要な科目を履修し、単位をとっていった方が簡単ではないかと考えるのが普通ですが、この制度は、単位制の高等学校において、ある緊急事態が発生した場合に対応できる唯一の制度といえます。その緊急事態とは、年度当初に卒業に向けて履修計画を立て、学修してきたが、前期にいくつかの単位を修得できずに卒業単位が不足してしまったという場合などです。

この場合、卒業を1年遅らせるという決断をするのであれば何ら問題はありませんが、何とか当該年度に卒業したいという場合、残りの半年で前期に修得できなかった単位分を修得しなければなりません。通常、履修登録は年度当初に1年分をまとめて行うので、その場合は、前期に修得できなかった科目があるからといって、後期になってから新たな履修登録を行うことはできません。

そうした場合、後期から手続きを進めて唯一単位認定に結びつくのがこの制度です。

しかし、実用英語検定にしても、日本漢字能力検定にしても、学校がこれらの学修を自校の科目の履修とみなし、増加単位として認める（もちろん卒業に必要な単位としても認める）としていなければ、当然のことですが、この制度を活用することはできません。

技能審査の成果の単位認定の例

技能審査の種類 (主催者)		増加単位				対応科目		備考
級・種別		3級	準2級	2級	1級	令和3年度以前 教育課程生徒	令和4年度以降 教育課程生徒	
漢字	日本漢字能力検定 (日本漢字能力検定協会)		1	2		国語総合(4)	現代の国語(2)	
							言語文化(2)	
英語	実用英語技能検定 (日本英語検定協会)		2	3		コミュニケーション英語Ⅰ(4)	英語コミュニケーションⅠ(4)	
電気工事	第二種電気工事士 (電気技術者試験センター)	2				電気実習(4)	電気実習(4)	
						電気基礎(4)	電気回路(4)	
						電気機器(2)	電気機器(2)	
						電力技術(4)	電力技術(4)	
簿記	①簿記実務検定 (全国商業高等学校協会)	1		2	3	簿記(4)	簿記(4)	増単の上限を 4単位とする
						原価計算(4)	原価計算(4)	
						財務会計Ⅰ(4)	財務会計Ⅰ(4)	
	②簿記検定 (日本商工会議所)	2		3	4	簿記(4)	簿記(4)	
						原価計算(4)	原価計算(4)	
						財務会計Ⅰ(4)	財務会計Ⅰ(4)	
情報処理	①情報処理検定 (全国商業高等学校協会)	1		2	2	情報処理(2)	情報処理(2)	増単の上限を 2単位とする
						ビジネス情報(4)	ソフトウェア活用(4)	
	②情報処理技術者試験 (情報処理推進機構)	基本情報技術者・・・2				社会と情報(2)	情報Ⅰ(2)	
						情報処理(2)	情報処理(2)	
		ITパスポート・・・2				ビジネス情報(4)	ソフトウェア活用(4)	
						社会と情報(2)	情報Ⅰ(2)	
						情報処理(2)	情報処理(2)	
						ビジネス情報(4)	ソフトウェア活用(4)	

2-6 ボランティア活動等の単位認定

2021（令和3）年に開催された東京オリンピックの期間中は、学生がボランティアとして参加しやすいように都内の大学は授業や試験を行わないとともに、ボランティアへの参加を単位として認める大学も出てきて話題となりました。

日本でボランティアの動きが広がるきっかけとなったのは、1995（平成7）年におきた阪神・淡路大震災です。この時、全国から大勢のボランティアが被災地に駆けつけ、それを機に多くの人に関心を持つようになったといわれます（それゆえ、この年は「ボランティア元年」ともよばれます）。

そして、1998（平成10）年4月からは、学校教育法施行規則第98条及び平成10年文部省告示第41号の規定により、高等学校において、学校外におけるボランティア活動、就業体験活動等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となりました。

2001（平成13）年には、「学校教育法」の一部が改正され、学校教育におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実が明記され、現行の高等学校学習指導要領においても、「第1章総則 第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割」の4において、学校においては、「地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」を適切に行い、「望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神」を涵養することが求められています。

本来、ボランティア活動は、自主性、主体性、無償性などのキーワードに代表される活動ですが、これらの法体系のもとで、学校教育においては、ボランティア活動は、意図的、制度的に行われるという性格も併せ持つようになっています。

生徒を取り巻く社会環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少していることから、学校教育におけるボランティア活動を通して、国際協力や環境保全、少子高齢社会への対応など様々な社会問題に対する生徒の問題意識を広げたり深めたりすることが大切です。

ここまでボランティア活動について説明してきましたが、この制度で単位認定できるのはもちろんボランティア活動だけではありません。高等学校学習指導要領では、次の3つが具体例としてあげられています。

- ①社会福祉施設等においてボランティア活動を行った場合
- ②企業、工場や農家等において就業体験活動を行った場合
- ③各種のスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合

これら①から③の内容に該当する活動を行った場合、その成果を自校の科目の履修とみなし、単位として認めることができます。単位認定に当たっては、「各学校の判断により、その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき、また、増加単位として認定することもできる」とされています。

ただし、これらの活動が単位として認定されるのは、「大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定」のところ（2-4）で述べたのと同様に、修得する単位数に相当する時数、ボランティア等に参加した場合です。

また、就業体験活動についても、当たり前ですが、「いわゆるアルバイトとは区別される必要があること、就職・採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと」などが留意事項としてあげられています。

2-7 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

高等学校卒業程度認定試験については、第1章の「卒業証書」(1-7)でも述べたように、この試験に合格するだけでは、高等学校の卒業資格を得ることはできませんが、高等学校に在籍していて、この試験に合格した場合、その科目を自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めることができる、というのがこの制度です。

ただし、単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、「各学校において適切に判断する」とされており、例えば、「生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするか」など、具体的な範囲や認定方法は、学校ごとに決めることになっています。

高等学校卒業程度認定試験は、例年8月と11月の年2回試験が行われていますが、2025(令和7)年度は、第1回目が8月7日・8日、第2回目が11月8日・9日が実施日となっています。本章の「技能審査の成果の単位認定」(2-5)で、前期に単位が修得できなかったが、何とか当該年度に卒業したいという場合、後期から手続きを進めて唯一単位認定に結びつくのが技能審査の制度である、と述べました。高等学校卒業程度認定試験の第2回目は11月だから、後期からでも十分間に合うのではないかなと思うかもしれませんが、第2回目の願書の受付期間は7月22日から9月12日となっています。

この制度による単位認定が認められている場合には、前期に授業に出ることができずに、前期の単位を修得できる見込みが少ないという場合は、とりあえず、高等学校卒業程度認定試験の願書を提出しておけば、第2回目の試験を受けることができますが、前期の成績が確定するのは通常、9月中旬以降となるため、それを待ってから出願するのでは間に合いません。これに対して、技能審査の実用英語検定試験は、年3回試験が行われ、個人で申し込みを行う場合は、2025(令和7)年度の第3回目の一次試験は2026(令和8)年1月25日で、申込期間は10月31日から12月15日となっているため、前期の成績が確定した後に申し込みを行っても十分間に合います。

ちなみに、高等学校卒業程度認定試験は、何度でも受験することができ、問題は主として多肢選択による客観式の検査方法により出題され、マークシート方式で解答するようになっています。2024(令和6)年度に行われた2回の試験の受験者は合わせて15,585人で、合格者は7,748人(全体の49.7%)、一部科目合格者は6,422人(全体の41.2%)でした。つまり、1科目以上の合格者は90.9%で、問題は決して難しくなく、しっかり時間をかけて準備すれば十分合格できるレベルの試験です。

高等学校卒業程度認定試験の試験科目（ただし、経過措置により、試験科目名が異なっている場合がある）

試験科目の 属する教科	試験科目	対応する高等学校の科目
国語	国語	現代の国語及び言語文化
地理歴史	地理	地理総合
	歴史	歴史総合
公民	公共	公共
数学	数学	数学Ⅰ
理科	科学と人間生活	科学と人間生活
	物理基礎	物理基礎
	化学基礎	化学基礎
	生物基礎	生物基礎
	地学基礎	地学基礎
外国語	英語	英語コミュニケーションⅠ又は学校設定科目 として設けられた英語以外の外国語

2-8 別科において修得した科目に係る学修の単位認定

別科とは、あまり聞いたことがない言葉かもしれませんが、ここでいうところの別科とは、「高等学校に置かれ、高等学校の入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とする教育機関」のことです。

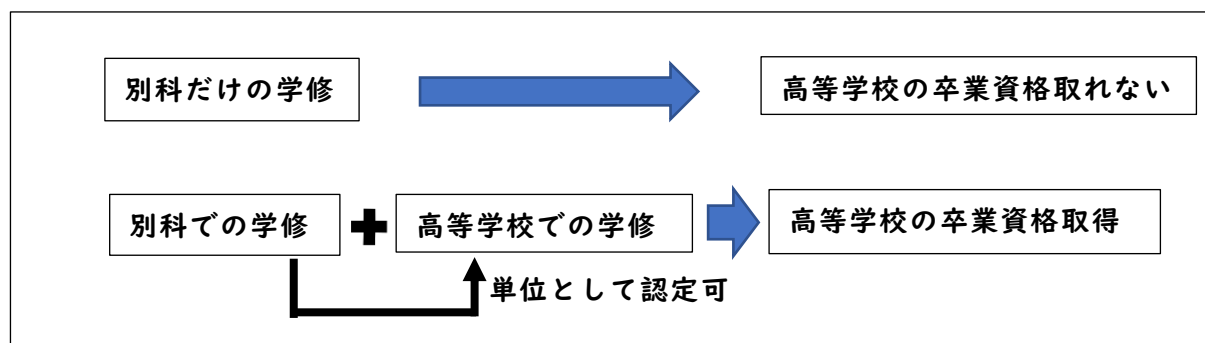
文部科学省が、毎年、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的として行っている「学校基本調査」によると、全国の公立高等学校で別科を設置している学校は1校しかありません（2024（令和6）年度調査結果）。神奈川県横浜市立横浜商業高等学校は、商業科、国際学科、スポーツマネジメント科の3学科に加え別科を設置しているその唯一の公立高等学校です。横浜市立横浜商業高等学校の別科のHPを見てみると、この別科の学校は、確かに「高等学校」という名称がついてはいますが、文部科学省が所管する学校ではなく、厚生労働大臣指定の理容師・美容師養成校で、修業年限は2年間のため、在学中に高等学校の教育課程を履修することはなく、高等学校卒業資格は得られないということです。

ここで述べられている「別科において修得した科目に係る学修の単位認定」の制度は、「生徒が在学中又は入学する前に、別科において高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認める」ことができるというもので、例えば、どこかの通信制の課程の高等学校に入学した生徒が、ダブルスクールとして横浜市立横浜商業高等学校別科で学修し単位を修得した場合、その単位を自校の単位として認めてもらったり、横浜市立横浜商業高等学校別科を卒業した生徒が、高等学校卒業の資格を得るために、どこかの通信制の課程の高等学校に入学したりした場合などに、別科で修得した単位を新たに入学した高等学校での単位として認めてもらったりすることができるというもので、別科だけの学修によって高等学校卒業資格が得られるということではありません。

また、別科での学修を単位として認めるには、「別科における科目の履修が内容的にも、量的にも、高等学校における科目の履修に準じている」必要があり、別科での学修がすべて自校の単位として認められるというものではありません。

なお、別科とよく誤解される課程名に専攻科がありますが、専攻科は高等学校の課程を卒業後、さらに専門的に学ぶための課程で、広島県の例でいえば、広島県立広島皆実高等学校の衛生看護科で3年間の学びを終えた後、さらに2年間、より専門性の高い看護の専門科目を学ぶ専攻科がこれにあたります。

まとめ 別科において修得した科目に係る学修の単位認定のイメージ



2-9 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定

この制度は、定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、「都道府県教育委員会が指定する技能教育施設（専修学校、職業能力開発校等）において教育を受けている場合に、高等学校の校長が、当該施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなす措置をとることにより、単位として認める」ことができるというものです。

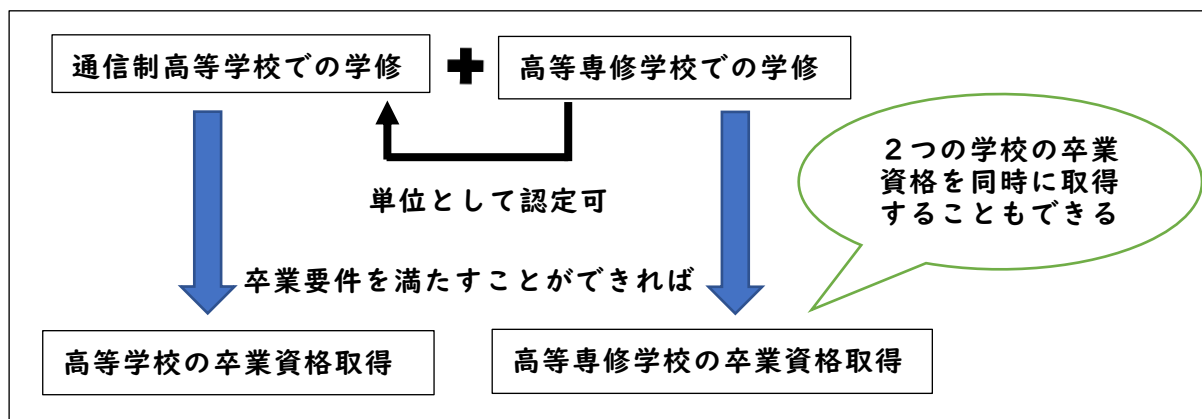
広島県では、広島県立呉工業高等学校と広島県立福山工業高等学校がそれぞれ広島県立呉高等技術専門校と広島県立福山高等技術専門校と技能連携しています。具体的には、機械科、電気科、キャリアデザイン科の3科からなる広島県立呉工業高等学校の定時制の課程の修業年限は原則4年ですが、機械科については、原則1年次に、昼間は広島県立呉高等技術専門校の機械システム科又は溶接加工科で学び、夜間は広島県立呉工業高等学校の定時制の課程で学ぶことで、3年間で卒業することができます。同様に、広島県立福山工業高等学校の定時制の課程の機械科についても、広島県立福山高等技術専門校の溶接加工科を修了すれば、3年間で卒業することができます。

また、中学校卒業後から入学できる広島生活福祉専門学校や広島舟入商業高等専修学校は、私立の通信制の課程の高等学校と技能連携しています。広島県立呉高等技術専門校や広島県立福山高等技術専門校の訓練期間は1年間ですが、広島生活福祉専門学校や広島舟入商業高等専修学校の修業年限は3年間のため、それぞれの学校で学びながら高等学校において必要な単位数を修得した場合には、卒業時に自校の高等専修学校卒業資格と連携校の高校卒業資格の両方を取得することができます。

この連携措置は、高等学校と技能教育施設との間で計画を定めて実施するものであり、職業能力開発校等で働きながら学ぶ青少年に対し、より効果的に高等学校教育を提供することを目的としています。単位認定の対象となるのは、職業に関する教科であり、認定単位数は卒業に必要な単位数の2分の1以内とされています。

高等専修学校とよく似た言葉に高等専門学校（省略して「高専」とよばれる）があります。両者とも、中学校等を卒業した人が通う、専門的な教育を行うということでは類似性がありますが、高等専門学校の修業年限が5年である一方、高等専修学校の修業年限は1～3年という違いがあります。また、位置づけについても高等専門学校は大学等と同じ高等教育機関ですが、高等専修学校は高等学校と同じ中等教育機関です。ただし、高等学校よりも専門的な知識を学ぶ時間が多く、将来自分がなりたい職業が明確な場合には、早期から専門的な学習ができるというメリットがあります。

まとめ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定のイメージ



2-10 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

この制度は、「①通信制の課程の生徒が、自校の定時制の課程又は他校の定時制若しくは通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、②定時制の課程の生徒が、自校の通信制又は他校の通信制の課程において一部科目の単位を修得した場合、当該校長の定めるところにより、その単位数を自校の卒業に必要な単位数に含めることができる」というものです。

「学校間連携による単位認定」の制度と似ていますが、「学校間連携による単位認定」の制度が全日制・定時制の同一課程間や全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程間において適用されるのに対し、この制度は、定時制の課程と通信制の課程間においてのみ適用されるものです。

なお、この制度については、第3章の「新しい学びのスタイル2」(3-5)で再度説明していきます。

以上、高等学校学習指導要領で定められている「学校外における学修等の単位認定」の制度の概要について説明してきましたが、参考までに、次ページに高等学校学習指導要領に整理されている一覧を掲載しておきます。

「学校外における学修等の単位認定」

制 度	根 拠 規 定	制 度 の 概 要
① 海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第 93 条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度(36 単位まで)
② 学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第 97 条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
③ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第 98 条第 1 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 1 項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
④ 技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第 98 条第 2 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 2 項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
⑤ ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第 98 条第 3 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 3 項	学校外におけるボランティア活動、就業体験活動、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度(②～⑤を合わせて 36 単位まで)
⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第 100 条第 1 号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦ 別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第 100 条第 2 号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第 55 条 学校教育法施行令第 32 条～第 39 条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度(卒業に必要な単位数の 2 分の 1 以内)
⑨ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第 12 条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

(「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説 総則編」 P142・143 から引用)